令 和 ７ 年 ８ 月 ２ ５ 日
西日本高速道路株式会社
四　　国　　支　　社

入札参加資格停止措置について

１．入札参加資格停止業者：株式会社不動テトラ
　　住所：東京都中央区日本橋小網町７－２

２．入札参加資格停止期間：令和７年８月２５日から令和７年９月２１日まで（４週間）

３．入札参加資格停止措置対象地域：地域３

４．事実概要：
　本件は、四国支社発注の「高松自動車道　飯野高架橋他３橋耐震補強工事」において、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しなかったもの。

５．入札参加資格停止措置理由：
　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しなかったことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成１７年１１月３０日付要領第９６号）別表第１第４号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から ２週間以上４月以内

〇問合せ先：西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第３

地　域　区　分

地域	都　道　府　県
１	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※１）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※２）
２	兵庫県（※３）、鳥取県、島根県、岡山県（※４）、広島県及び山口県（※５）
３	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
４	山口県（※６）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※１　地域２にかかる部分を除く。

※２　山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※３　中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※４　地域１にかかる部分を除く。

※５　地域４にかかる部分を除く。

※６　関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。